

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第2回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年7月30日（金）13時55分～16時10分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第1会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	石塚孔信 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	喜納浩信 白石裕治 日高実禎（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 中小企業の生産性向上等に係る支援策等（第2回本審資料抜粋） 2 最低賃金を引き上げやすい環境整備について（7月21日経済財政諮問会議） 3 業務改善助成金リーフレット 4 毎月勤労統計調査特別調査	

○ 山本部部长

ただ今から、令和3年度第2回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。
先ず、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田室長

本日は、全ての委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

○ 山本部部长

ありがとうございます。本専門部会は成立しているとのことですので、それでは、早速審議に入りたいと思います。
まず、事務局から第1回専門部会の質問に対する回答をお願いします。

○ 勝田室長

7月28日の第1回専門部会において、ご質問いただきました件につきまして、ご回答いたします。

まず一つ目が、岩重委員よりご発言いただきました。発言の内容は、報道等で新型コロナウイルス感染症の対策費で30兆円の未執行分があり、予算を付けたけど手元に行き渡っていない状況で、実際使えるお金でなければ何の意味もないとのことでした。また、今回支援策として、予算措置が行われているが、このことについての労働局としての考えを聞きたいとのことだったと思います。また、山本部部长より業務改善助成金の実績をとのことでしたので、ご説明いたします。

中小企業の生産性向上等に係る支援策については、第2回本審においてすべてではございませんが、説明させていただいたところです。

また、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充等についてということで、7月27日、委員の皆様にもメールさせていただいたところです。

すべてをご説明することはできませんが、業務改善助成金について、令和2年度の実績等を踏まえ、改めてご説明いたします。

まず、業務改善助成金についてですが、皆様のご存じのとおり、事業内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備等に要した費用の一部を助成するもので、令和2年度の実績は本日の資料1の2枚目の裏面に記載されていますが、全国で626件、元年度は542件、鹿児島県は9件で、金額にすると1230万5千円、元年度は6件387万7千円、支給決定しております。前のページをご覧くださいますと、主な補助金・助成金の実績が記載されていますが、業務改善助成金の実績が少ない状況となっております。

また、3枚目に業務改善助成金の令和2年度の執行率が31.8%であると記載されています。

岩重委員がご指摘されるように、予算はつけたが実際は使えていないということだろうと考えています。

資料2は、7月21日の経済財政諮問会議において、最低賃金を引き上げやすい環境整備について示された資料となっております。

これを受けて、今回、業務改善助成金の一部変更されています。資料3のリーフレットのとおりに特例的な要件緩和・拡充が行われています。

主な変更内容は、リーフレットの赤字等の部分に変更点です。コロナ禍で特に影響を受けている事業者及び事業内最低賃金が900円を下回る事業者に対して特例を設けた。リーフレットの各コース、点線で囲った部分になります。同一年度内の複数回受給を認めた。リーフレット裏面のその他の変更点の二つ目。45円コースを新設。機械装置等購入費の機器・設備類で、乗車定員11人以上の自動車、貨物自動車、特殊用途自動車及びパソコンの購入等の費用が追加。リーフレット裏面のその他の変更点の一つ目となっておりますので、これまでよりは利用しやすくなると考えています。利用しやすいかの判断は、実際は利用される企業だと思います。

今回の特例的な要件緩和・拡充で、これまで対象外だった貨物自動車やパソコンの購入も対象に加えられております。以前、平成26年度だったと思いますが、この時期はパソコン等の購入も対象としており、その際の実績は3,000件程度あったと聞いています。

支援策については、中小企業・小規模事業者にご利用していただくためのものでありますので、利用促進については、これまで以上に、労働局内で連携して周知していく必要があると考えています。

二つ目の岩重委員の発言内容は、議論の指標となる企業規模は、統計としては5人以上であるが、使用者側が議論の土台としているのは、鹿児島県は離島も含めて5人未満の家族経営の事業所が圧倒的に多い。そういったところの経営実態、賃金水準の推移というのを労働局としてどれだけ実態の調査ができているのか、それに対してのアプローチを、これまでどのくらいの頻度で、どういう仕組みづくりでやられてこられたのか教えてほしいとのことだったと思います。

現在、厚生労働省において実施しています賃金統計調査につきましては、ご存じのとおり、

毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査に加え、最低賃金の審議資料としての、最低賃金に関する実態調査があります。

最低賃金に関する実態調査としての賃金改定状況調査につきましては、中賃の審議資料として第2回本審の資料3の①と今回集計誤りがありましたので、資料4に添付させていただいています。

また、基礎調査につきましては、地賃における審議資料として同じく第2回本審の机上配布資料で結果をご報告させていただいております。

岩重委員から発言された統計としては5人以上の統計は、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査のことであろうと思います。

確かに、毎月勤労統計調査は、基本5人以上雇用する事業所となっていますし、賃金構造基本統計調査も基本10人以上（一部5～9人を含む）雇用する事業所となっています。

なお、毎月勤労統計調査につきましては、1～4人雇用する事業所については、年1回、特別調査を実施しているとのことですので。参考までに令和元年分を資料4としてつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、賃金改定状況調査ですが、調査対象は、1～9人と10～29人で区分し、全国15,641事業所を対象に調査を実施しております。調査結果等につきましては、先ほどご説明いたしました資料をご覧ください。

また、基礎調査ですが、業種によって規模の違いはありますが、概ね1人以上の事業所を対象にしており、今年度は1,786事業所を対象に調査を実施しております。同じく、調査結果等につきましては、先ほどご説明いたしました資料をご覧ください。

加えて、岩重委員より発言のありました経営実態についての調査につきましては、労働局として実施したものではありません。以上です。

○ 山本部会長

ただ今の回答について、ご質問等はございませんか。

○ 岩重委員

非常にお忙しい中、短時間で資料を作成していただきましてありがとうございました。

今、ご説明いただいた中で、理解を深めるために確認ですが、資料3の裏面にその他の変更点という箇所があります。制度設計されたわけではないので鹿児島労働局の皆さんにお尋ねするのもいかなものかと思いながら、敢えてお尋ねするのですが、PC、スマホ、タブレットの新規購入や貨物自動車なども生産性向上が認められる場合は対象となりますと書いてありますが、労働生産性を上げることによって最低賃金いわゆる労賃が上がって、その費用をより捻出しやすくするために、こういったものをツールとして導入することに関して、いろんな助成を施しますよという考え方でいいですか。

○ 勝田室長

そうです。

○ 岩重委員

なるほど。分かりました。

それとあと、毎月勤労統計調査、特別調査の説明、資料4ですね。4のところで、先ほど敢えておっしゃられたことではありますが、調査期日及び調査期間が令和元年7月31日現在ということで、調査するには時間と労力が必要だから致し方ないと思いながら、令和元年7月31日現在ということはコロナ渦とは関係ないということですよ。

○ 勝田室長

そうです。この時期が平成30年8月1日から令和元年7月31日ですので、コロナの時期ではないと言えます。

○ 岩重委員

では、今から2年後くらいに、またコロナの状況などでどういう結果になるか、その時を待たなきゃ出ないということです。

今、刻々と情勢が変わって、こういういろんな制度も、ワクチンの接種が進んで11月頃には落ち着いて、そこから先、ロケットスタートできるというのを前提に色々と組まれておりますけれども、ご存じのようにまん延防止措置なども広がってきて、第5波となった時にこの前提というものが全部ちゃぶ台のようにひっくり返せるのか。私どもも色々と情勢が入ってくるものですから、その辺に対してどこまで我々がアプローチして主張が出来るのかなと考えながらお聞きしておりました。

私の質問に対する回答として受け入れます。ありがとうございました。以上です。

○ 山本部長

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

○ 山本部長

それでは、前回、参考人の意見陳述を受けた後、双方からの基本的な目安提示に対する考え方、現状に対する認識を主張していただきました。

主な主張として、まず一つ目が、労働者委員の基本的な考えです。最低賃金改定の3要素（労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力）を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うことに変わりはない。現在の県最低賃金では、健康で文化的な生活を営むことができる水準には程遠い金額であり、地域間格差を縮小しつつ、早期に全国平均1,000円に到達したうえで、中期的には1,000円以上を目指すとのことで、県内景気や労働者の賃金の状況等について数字をあげてご説明いただきました。

また、今年度の目安額についても、中賃の公益委員見解で示された7つのポイントは理解しつつ、一律28円の目安が出されたことは評価しているものの、早期に全国平均1,000円への到達という点やパート等の募集賃金の状況、非正規労働者や未組織労働者の処遇改善等からは不満が残るとのことでした。

一方、使用者側からは、昨年4月の緊急事態宣言から1年4か月が経とうとしているが、全国

的に再拡大が見られる。鹿児島県においても、多くのクラスターが発生しており、今でも途切れることなく感染者が出ている。コロナの影響の長期化は、鹿児島の経済に極めて深刻な影響を与えており、一部に好調な業種が見られる一方、観光産業を主とする鹿児島県にとって、宿泊業、飲食業、交通・運輸業を中心に回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況が続いているとのことで、コロナ前の業績水準に回復することができるのか見通しが立たないとの現状認識を示されました。

また、審議の臨むに当たっては、コロナ禍で企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸等の業種における経営状況や支払い能力に焦点を当てるべきとの考えでした。

今年度の目安額については、今年も引き続き事業活動は制約され、景況感もそれほど回復していない状況で、28円という過去最大の引き上げ幅の示されたのは、非常に驚くとともに極めて遺憾とのことでした。

辛うじて持ちこたえている中小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念され、経営者の心が折れて廃業が増加し、雇用に深刻な影響が出ることも懸念されるとのことでした。

今は、官民、労使で力を合わせて、事業の存続と雇用の維持を優先し、今年度は最低賃金を引き上げず、現行水準を維持することを主張されました。

というような双方からのご意見が出されたかと思いますが、本日はもう少し具体的に金額の提示の方に進めていきたいと思えますけれども、その前に何か双方からご主張したいということがおありでしたらどうぞ。

○ 濱上委員

使用者側としては、コロナの感染状況というのは極めて毎日毎日気になるところです。残念ながら全国で1万人を超え、鹿児島ではずっと2桁が続いているということで。

そうすると、ひょっとして中賃が目安を出したタイミングとは前提が違ってきているのかなという気がしないでもないわけです。

人流は解除の方向ではなく、むしろますます抑制の方向になっていくのではないかと。そうした時に、鹿児島の産業というのは人の移動を伴う産業が多いわけですが、これが制限されるということは、非常に鹿児島の経済にとってマイナスではないかということで、日々のコロナの感染状況というのを非常に気にしております。一方で、コロナのワクチン接種が進んでいけばいいと思うのですが、やはり若干、中賃の目安の前提とはズレもあるのかなと思わざるを得ないということがありますが、その辺りをどのようにお考えでしょうか。

○ 山本部長

今、濱上委員の方から、コロナの感染状況が中賃の目安が提示された時よりおそらく悪くなっているということをおっしゃりたいのだと思うのですが、そういった状況の中でという点で、他の委員の方でご意見ございますでしょうか。

○ 日高委員

確かに全国的には広がりを見せつつあると思っております。ただ、本県にした時に20名程度なっていますが、全くどこで発生したか分からないものではなくて、病院でのクラスターで

あったり、ある程度特定できている部分での発生であって、県内で市中感染的に増えている状況ではないと思っていますし、今後ワクチンに加えて重症化を防ぐ薬も出ておりますので、コロナに対する認識というのもこれまでとは違ってくるのではないかと。

昨年でいうと、どういったものか、海のものとも山のものとも分からない中での議論でしたが、ある程度コロナも実態が解明されつつありますから、昨年と違いますし、今後もある程度数値的な部分についても予測が立つのではないのかなと思っています。

○ 濱上委員

去年とは全然分かっている内容は違うと思うのですが、それを分かった上での、今日にしても依然として感染拡大地域との往来自粛というのを言っておられるようでございます。そうすると、要は人の移動が出来なくなるということは、人の移動に関わるような業種において大きなインパクトがあるというのは間違いないのかなと思っています。

経済界とすればそういった認識を持っているという、非常に先行き不安に思っているということを確認していただきたいということでもあります。

それから、通常の事業の支払能力というのが本当に分かりにくいところであり、個々の企業の支払能力ではないということをお示しいただき、それは理解できるのですが、じゃあ何なのということで調べてみると、一般的に言えば、業種等の賃金支払能力を概括的に把握するためには、経済産業省工業統計等によって出荷額、付加価値額等を検討することによって可能であると書いてあります。こういった資料といったものがあるのか、仮にあったとしても、出荷額や付加価値額というのは相当前の資料ですよ。そうした時に、通常の事業の支払能力というのは、なかなか難しいなあと。それを調べてくださいというつもりはありませんが、労働の生計費、人件費、それから通常の事業の支払能力、いわゆるこの三要素を一番表しているだろうというのが第4表という認識でよろしいですか。

○ 勝田室長

まず、通常の事業の支払能力についてですが、中賃の公益委員の見解では、正常な経営をしていく場合に、通常下の事業に記載することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力ではないというふうに解釈しているようですよ。

○ 濱上委員

それを表すにはということで、さっき申し上げた工業統計等でしょう。だから、その資料があるのですか。逆に言えば、事務局として準備していただいているのですかといえば、無いですよ。

それが無いからおかしいというつもりはないですが、だから三要素を一番的確に表しているのが第4表と。この前の公益見解でも最初に第4表などのプラスに云々と書いてありました。だから、中賃の目安委員会の皆様方も第4表というのを重んじていらっしゃるという認識でいいのかどうかということをお聞きしたかったということです。

○ 勝田室長

第4表については、公益見解として書いてありますので、第4表であるとか春季賃上げの状

況であったりということになると思います。本来であれば、この数字というのは今回の 3.1%にはならないと思いますが、そのあとがきで、昨年状況で同じように第4表であるとか、賃上げの状況とかがいくらかあったけれども、結局 0.1%にしかなくなっていませんと付け加えてそうなのではないかと感じたところであります。要するに、第4表とか賃上げ状況をもとにしているのですが、昨年はコロナの状況で 0.1%に留まったというような言い方でまとめられているのかなという感じではあります。

今年度は、第4表でも賃上げ率は 3.1 というような数字にはなっていないのだろうと思います。

昨年を言うと、第4表とか賃上げもそこそこなされた状況で全国 0.1%しか上がらなかったというのが、またということを書いてあるところです。第4表と賃上げの状況を重視しているけれども、昨年は 0.1%だったというのが付け加えてあるので、どちらかということ、今年も第4表と賃上げの状況で見ると、3.云々という数字は出てこないけれどもというような解釈のかなと思われました。

○ 濱上委員

昨年よりはマイナスにはなっていますけれども、引き続きプラスになっていないよということですね。

○ 勝田室長

そうです。昨年は、第4表にしても賃上げにしてもある程度上がっていたけれども、コロナの状況が見通せないということで、最終的には全国 0.1%の引き上げにしかなくなかったこと。そのことを含めて 28 円になったのかなという印象であります。

○ 濱上委員

一昨年の第4表、鹿児島県 29 円上がった時のデータとすれば、昨年出された数字は 0.1%。支払能力については分かりにくいところもありますが、客観的に表しているのは第4表なのかなと思っています。第4表が絶対だとは言いませんが。

○ 喜納委員

今の支払能力に関する分も含めて。労側は明らかに第4表を意識して、そこが賃金の引き上がる原資をもって、労使双方話し合った中で決定していく。確かに、率について、今回 3.1 と妥結は低いですが、組合としての要求は 3%以上の要求であり、しかもそれは根拠になるわけではなくて、総生産の伸びであったり、それぞれの付加価値、利益の増大であったり、物価上昇を含めて、生活を維持するためにはそれだけ必要だし、それが無いとまた経済が縮むこともあるので、企業が支払えるということは賃金が上がっているというのが確かなこと。

過去 10 年、20 年考えると、それに見合った賃上げが出来ていない。それは労働側にも問題があるかもしれません。それで平均年収が下がり、デフレ傾向になりという結果を招いたので、労使双方で日本経済をどうするか、やはり大きな柱として賃金があるということは再認識したのだろうと私は思っています。あと、内部留保の問題も労側としてはあると思っています。下請けの会社もあるし、運送関係にしても決して受注元からきちっと適正な対価が支払われてい

るとは私は思っていないです。非常に厳しい思いをしているので、社会的にももう少し利益の配分を労側使側で含めて考えていくべき、大きな転換点だと思っていますし、十分支払能力があると思っています。コロナ禍ですが過去最高益を出した会社もあり、きちっと賃上げしているところも十分あります。

私のところには、観光業、ホテル、飲食店がありますが、幸いにも会社が倒産といったことは鹿児島起こっていませんけれども、雇用・求人にしてもなかなか集まらないところなので、必死に労使で雇用を守るということをやっているのは確かですが、それには雇用調整助成金はじめ事業継続資金を含めて、組合からも労側からもこういう制度がありますというのを会社の方にお知らせするようにはしています。ですから、労側も含めて国の制度をもっと利用しやすいようにするということは続けていきたいと思っています。ただ、残念なことに、私のところで鹿児島の中で3店舗、外食ですけれども、閉まりました。だいたい70名くらいの方が雇用なくなりましたが、そのうち15名くらいは全国転勤なので全国の中に勤務して戻りました。40名ちょっと地元採用の方がいましたが、幸いなことにほぼ100%再就職が決まりました。確かに厳しいけど、例えば流通業で人手の足りないところ、製造業でも中小のところなどは募集をかけても足りないところは多々あるのです。だから勤め口はあるということで、厳しい言い方をすると、無理なところは廃業、清算せざるを得ないところは出てくるとは思いますが、雇用の吸収先はまだ私はあるというふうの実態からも思っております。

今回の28円というところは、使側の皆様からしたら急な高さの思いもあるかもしれませんが、労側としては過去も含めて、去年も含めて上がってこなかったことについて、双方で真摯にこの28円の重みをプラスアルファも含めて考えるべきだと思います。

○ 濱上委員

第2回本審の青色のインデックスの4で、その中に訂正後の第4表というのがあって、男女計のDランクで賃金上昇率が産業計では0.3%、ここはプラスですが、横を見ていくと宿泊業、飲食サービス業が-0.3、生活関連サービス業、娯楽業が-1.1。マイナスが出ているということは、賃金が下がっているということですか。

○ 勝田室長

濱上委員が言われるように、これについては前年との比較ということになりますので、たぶんそういう業種については賃金が上昇していないという意味だと思います。

○ 濱上委員

賃金支払能力が個々の企業の支払能力ではないということであり、それはいいのですが、実際問題として、賃金支払余力が乏しくなっている企業が増えているというのは確かだと思います。もちろん、上がっているところは上げていただければいいのですが、最賃の性質上、罰則規定を伴うものですから、こういったところには目を向けていただきたいなと思います。

それと前回、海外についての話が出たと思うのですが、自分で調べたものでなく新聞報道ですが、韓国についてのご紹介をさせていただきますと、最低賃金1万ウォンという目標があったのですが、あまりにも急激な賃金上昇で企業の賃金負担が非常に重かった。その企業というのは特に飲食、小売業ですが、負担が重く、失業者が続出して失業率が非常に上がった。特に

20代の若者の失業率が9%だった。30万の自営業者が廃業して100万労働の雇用が失われたというような報道がありました。韓国全体で見れば、半導体とか自動車などの輸出産業が非常に好調で、全体とすれば回復傾向が強まっているよというような見方があるのですが、その陰で中小企業の不況がというようなことだそうです。最賃を上げててもその影響がなかったという話だったと思いますが、マクロでいえばそういう面があるのかもしれませんが、一方で中小企業とか見えない部分があるのではないだろうか。

翻って日本を見てみると、中小企業の占める割合が99.7%であります。最低賃金を引き上げて、そのことによって生産性を上げてという論点があるかとは思いますが、生産性が低い中小企業が多すぎるから、最低賃金を払えない企業は淘汰されても仕方がないというようなことを言う人もいて聞いておりますけれども、少なくとも私も使用者側はそれにくみするわけにはいかないと思っております。韓国の二の舞になってはいけないのだというような考えでございます。マクロ経済も見ながら分析しなければいけないのですが、特に顔の見える中小零細の方々の悲痛な声が届いておりますので、そういったところも考えていきたいと思っております。

○ 岩重委員

先ほどの第4表、この数値をどこまで今回のお互いのやりとりで重要視するかということは、過去からもずっと言われ続けてきて、裏を返せば過去どこまでもずっと数年間、第4表だけに縛られた結果ではなかったというのは結果が出てますから理解をしますけれども、我々の基本的な数字を決めるための指標であることは間違いないだろうと。

それでまた、先ほどお尋ねしたマイナスが出ている分に関して、特にこのコロナにおいては飲食、観光、その方々、まだ始まってもないのです。もう動き出したということで、今こういう議論をするのであればまだ分かるのですが、まだ始まってもないのにマイナスの幅が狭くなってきたからもういけるだろうということでロケットスタート切ろうとしている御上の考え方が非常に私はおかしいのではないかと。特に、鹿児島だけのことを言えば、ちょうど2008年リーマンショックがあった時、2007年からの上げ幅0円だったのです。これ、当然どうなるか分からないということ。そしてその翌年、2009年も3円だったのです。これじゃ良くないということで2010年に12円に上がりました。そして2011年に東日本大震災が起こって、これは大変だということで上げ幅は5円でした。そしてまだまだこれは中央、全国には行き渡らないねということで、2012年は7円だったのです。それから今度、民主党政権から自民党安倍政権になって、11円、13円、16円、21円、22円と、三本の矢やロケットスタートとかいろんなことでインフレターゲット云々したことで29円まで上げてきました。結果がどうであったかというのは、私は全然インフレの目標に至っておりません。韓国はだいぶインフレにして、ウォンの価値が下がってきています。そこと同じように我々デフレ社会とは金額だけをもって比較は無理だと思うのですが、私が注目したいのは、過去、大きい自然災害とかいろんな人的なものがあった時に、必ず2か年にわたって様子を見ているのですよ。リーマンの時も2009年まで。そして東日本大震災の時も一応様子を見てという配慮があったのが、今回は1か年しか様子を見ず、その分ボーンと今まで例を見ないような上げ方をするというのは、あまりにも稚拙ではないか、やり方がおかしい。とてもじゃないけど、政治的なものも根強いのだと思います。また衆議院選挙もあるし、各県いろんな情勢判断もあると思いますが、我々が思うように政治が

この最賃の上げ下げに関しては、真剣に考えてないなというのが本当に分かります。実態をあまりにも無視しすぎていないかということです。我々としては昨年、0円査定だったのを労働者側の皆さんと話をし、我々使用者側は2円でした。結局、労働者側の皆さんと公益の皆さんがプラス1円の3円にして、それで3円で多数決で可決したわけです。過去の例を見た時に、まだこれが最初の御上が策定した11月の接種が終わってどんどん収束していくということであれば、そういう議論は聞く耳を持ちますけれど、これからまた増えていくとか、デルタ型のまん延だとか、医療のひっ迫どうのこうのということで、そういう状況であればなおさらのことで、もう少し金額を抑えて様子を見て、観光や飲食、彼ら自身もある程度足腰がしっかりしてきて、全国の人流も元のとおりという形が出来て、その上で判断しても私は遅くはないと思っています。しかも東京を中心に、これは我々のデータですけれども、持続化給付金、これまた飲食の皆さん方やほとんど商売できない人の手元にまだ行き渡っていません。後から後からこういう政策とかいろいろいいですが、まず前のやつを先に手元に入れてということです。今までの内部留保とか預貯金、借金で給料を払っているだけで、説明を受けている給付関係、まだ手元に入っていない零細業者が沢山あります。その辺をマスコミが全く報じない。その中で、今この時期に云々という議論は、拙速の感は否めないということを申し上げたい。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。

使側の方からかなり厳しい意見があったかと思いますが、労側の方からはよろしかったですか。

○ 日高委員

中央審議会での論議でも同じようなことだったのだらうと思いますが、確かに賃上げによる経済の好循環化というのは必要だと思うし、一方で、使用者側の方が言われているように支援をしっかりとってくれということなのだらうと思います。

韓国の案件も言われましたけれど、韓国であったことについて、そういうふうにならないように支援策をどうしていくかというのが大事なのだらうと思います。

今回、最近の改正決定に向けての諮問の方では、田村大臣からや三輪局長からですが、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配意した審議をしてくださっています。今言った2つのものに何が書いてあるかというと、1つは民需主導で早期の経済回復に向けた賃上げの流れを継続するのだと。2つ目として、感染症の影響でさらに広がった格差是正に向けた最低賃金の引き上げの必要性などについて、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みを参考にしながらとなっているわけです。こういった中でも、一定の賃上げをしてきて、一定の経済成長してきた他の外国の状況も見据えながら、日本の経済が地盤沈下しないように是非審議して欲しいと思いますし、敢えてこの時期に大幅な3%以上ということを政府は申し上げていますが、それぐらい政府としても日本経済に対する不安、グローバル経済の中で取り残されていくのではないかという危機感の表れで、政府としての立場からものを申しているのではないかと理解しているところです。

○ 石塚部会長代理

今いろいろ労側から使側からご意見をお伺いしましたけれども、岩重委員からご意見がありましたように、これはなかなかここで議論してどうなるという話でもない。これは政策の問題だと思うのです。

この時期に過去最高の上げ幅というのは、やはりいろんなデータからして、労側の方も認識されていると思うのですが、これはかなり厳しいです。使用者側が一部上場企業であったらびくともしません。だけれども、今回ここで審議される場合の使用者側というのは中小零細ですよ。先ほど、岩重委員がどんどん上がっていったという推移の話をしていましたが、かつて3円、5円の話であったのが、第2次安倍政権になってからどんどん上げていっているわけです。目安をです。これは一定の政策的な要素でそうしていったとしか考えられないわけです。

去年コロナが発生して目安が決められないということで、3円ということで妥結したわけですが、今年、そこから1年たって状況は少なくとも良くはなっていないです。コロナがどうなるか去年は暗中模索だったが、それがどうなるかある程度見えたというところで、今度は変異種がどうのというような去年なかった問題が出てきて、見通しがつかない状況です。

そういった中で、去年、目安がゼロだったわけです。だから今年はゼロというわけにはいかないというところがあったにせよ、過去最高の上げ幅を出してくるというのは、政策的にやっていると思えないわけです。

政策的にやった場合に、基本的に労働者の賃金が上がるのは、それは、僕は上げるべきだと思っています。ただしそれは、雇用者側の条件というのが揃わない限りにおいては、なかなか難しいわけです。政策的にそこまで展開したのであれば、支払側がちゃんと支払えるような私たちの政策を一方で充実させなければいけないはず。それでいろんな支援金も出てきているのだが、例えばヨーロッパでは即時的に出ている、どんどん出しているわけです。ところが、日本においては、前のやつがまだ出てきていないのに新しいやつを早く出せと。政策的にそうするのであれば、絶対にそれに合わせてそれを動かしていかなければならないのですが、今の政権ではそこがない。その中で上げろ、そしてそれを出してくれといったところで、無い袖を振れない状態になっているわけなんですというのが、今の状況だと思うのです。

その中で、鹿児島県の最低賃金審議会ですそれをどう捉えて、どこまで、ある袖のところどこまでなのかというのを考えていかなければならないということになると思うのです。だから、これなかなか辛い状況だと思うのです。いつも言うけれども、この10年くらいというのは、労使が同じ方向を向いているはずなのです。だけれども、政策的に齟齬というものがそこに存在しているから、それを地方の審議会ですらどうしていくというのは非常に重い。宿題を投げかけられていると思うのです。だから、その辺りを考えながらやらなきゃいけないので、私は非常に国に対して腹立たしい。ただ、それを言ってもしょうがないから、何とか妥協案を出していくしかないのかなと思っています。感想めいた話ですが、以上です。

○ 山本部長

私も率直に言って、28円という目安はちょっと驚いていたのは正直なところ。ここまで上げるのかというびっくりした感想です。ただ、東京が既に上げてしまっていますので、もしそこにいかないと東京との格差がさらに拡大するというジレンマもあって、格差を縮めよう縮めようとしていたことが逆にまた拡大してしまうということで、非常に悩ましい感じを抱いております。今のところ、それぐらいしか申し上げられません。

○ 山本部長

それでは、双方、さまざまなご意見あるかと思いますが、全体的に言って、今いくつか意見が出されましたように、上げるのであればそれだけの環境をきちんと整えろと、十分以前のものもまだ支給されていない段階で政策が十分ついていない、そういう状況の中で無い袖が振れるかどうかといったような厳しい議論もありましたかと思えます。

しかし、こういう議論をずっと続けていっても生産的ではありませんので、この辺りで双方から具体的な金額の提示をしていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○ 白石委員

令和3年度第2回県最賃の資料として、目安について考え方を示したいと思えます。

まず1番目に、第2回審議に向けての基本的な考え方ということで最初に書かせてもらっています。地域別最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法第9条によって、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に勘案すること。また、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に関わる施策との整合性を配慮するということが定められているということ。この三要素は最低賃金の決定に当たって、いずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何はこの次というような順位はつけ難く、3つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものであること。また、特定の産業のみの支払能力に焦点を当てることは適当ではないと考えます。なお、今回は令和3年度県最賃に対する諮問であり、10月1日発効を意識した議論を行うべきだと最初に言わせてもらいます。

2つ目に、県内の一般労働者の所定内賃金の考え方についてですが、中賃の方では、金額の算出に当たっては、法定の労働時間を173.8時間ということで使用しておりますけれど、一般的な働き方をもとに算出する必要があると考えています。毎月勤労統計調査によると、2020年度は、5人以上の企業における労働時間の平均は153.1時間となっています。以下、この数字を使用しておりますので、よろしくお願いたします。また、この月額賃金は時間でなおりますと121408円で、可処分所得が99191円となります。なお、0.817をかけておりますが、これは税や社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率となっております。

次に、生計費についてですが、生活保護との比較ということで、生活保護基準との比較は人口加重平均で判断しておりますが、県内の全ての労働者が居住地の生活保護の扶助水準を上回る必要があると考えております。鹿児島市と比較して、第1類、第2類、冬季、期末、そして住宅というところを合算しまして100087円、現在の最賃額は生活保護基準を月額で可処分所得で896円、時間額で7円下回っているというふうに考えております。

次に、県人事委員会における生計費についてですが、県職員の給与等に関する報告では、1人世帯の生計費が103640円となっており、現在の最賃額は月額で可処分所得額を4449円、時間額で36円下回っているということです。

3番目に、連合リビングウェイジにおける生計費について、手元の資料No.1ということで提供させていただいております。連合のリビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な生活水準をさいたま市で様々な商品の価格を店頭で調査し最低生計を算出しております。各都道府県は、埼玉を100として消費者物価指数を乗じて算出しております。なお、鹿

児島でのリビングウェイジの金額は、車を持っていないという場合で時給で900円、月額148000円となります。2020年平均の県内一般労働者の所定内労働時間を153.1時間で計算した場合は967円、現在の最賃額との差は174円となります。また、174円を2年で解消するためには87円、3年では58円、4年では44円の引き上げが必要となってくると考えております。

4番目の労働者の賃金についてですが、県の調査というものはございませんので、連合鹿児島における今年度の賃上げ状況についてということで、資料No.2で提供させていただいております。地場の状況は、全体で4037円、1.7%、300人未満では4994円、2.16%となっております。組織労働者と未組織労働者の格差は正の観点から、春季賃上げと同額の引き上げが必要であり、1時間あたりに換算すると全体で26円、300人未満で33円となっております。

次に、高卒初任給との比較についてですが、成長力底上げ戦略推進円卓会議で政労使合意によって、高卒初任給の80%が最低賃金のあるべき水準と示されています。鹿児島労働局のホームページによりますと、新規学卒者の初任給は男女平均で168500円、この平均の初任給を80%水準で算出しますと、月額134800円、時間額880円となり、最低賃金との差額は87円となります。これを2年で解消するためには44円、3年では29円、4年では22円の引き上げが必要となってくるといことです。

最低賃金とパートタイム労働者の賃金の比較についてですが、パートタイム労働者の多くは定期昇給制度がないことから、パートタイム労働者の賃金の底上げのためには最低賃金の引き上げが必要となってきます。中賃の資料の県ごとの職業安定統計によりますと、パートタイムの募集賃金の下限額が909円ということで、最低賃金との差額が116円となります。これを2年で解消するためには58円、3年で39円、4年で29円の引き上げが必要となってきます。

雇用の状況についてということで、鹿児島労働局における県内の5月の有効求人倍率は資料No.3ということで載せておりますが、1.29倍であり、全国平均の1.09倍や東京都の1.12倍を上回り、コロナ前の2019年平均の1.33倍、2018年平均の1.32倍に近い状況まで回復しています。今後においても回復傾向は継続するものと考えられ、人手不足感が一層強まることが想定されます。

また、一般パート労働者については、厚生労働省の一般職業紹介状況による有効求人倍率においても、5月は1.29倍となり、コロナの影響が現れていない時期である2020年1月から2月平均の1.29倍と変わらない水準まで回復するとともに、全国平均の1.09倍や東京都の1.12倍を上回っています。また、1月から5月の平均でも全国を上回っております。

次に、有効求人数であります。これは資料No.5ということで提出しておりますが、パート労働者を除く一般労働者の1月から5月での平均は25009人、そして2020年1月から2月の平均の24701人を上回る状況になっております。また、一般パート労働者の1月から5月の平均は15367人、コロナの影響が現れていない時期である2020年1月から2月の平均の16259人の94.5%より回復傾向になっております。

したがって、コロナの影響を最も受けたであろうパート労働者数についても、県の毎月勤労統計調査による4月末のパート労働者数が、規模5人以上の企業で161652人となり、前年同月6.1%増加、1月から4月の平均でも160634人となり、前年同時期を4.6%増加するなど確実に回復しています。

そして、令和3年度政府経済見通しの概要は、第2回本審資料2の②にあるように、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えと民間需要の喚起、民需の

自律的な回復も相まって、実質GDPは4.0%程度、名目GDPは4.4%程度と見込まれています。またこれは、令和2年度の実質GDPマイナス5.2%、名目GDPマイナス4.2%と比較しても、令和3年の日本経済はV字回復が見込まれており、県内の経済状況については雇用状況を見ても確実に回復傾向にあるというふうに思っております。

地域間格差の是正についてということですが、鹿児島県最低賃金793円は現在の全国平均902円と比較して、全国平均を100とした場合の指数は87.9となります。一方で、総務省の2019年小売物価統計調査による鹿児島県の消費者物価地域差指数は全国平均と比較すると、総合で96.3、家賃を除く総合で97.0となっています。これは、最低賃金近傍で働く本県の労働者は、より厳しい環境下での生活を強いられるということであり、少なくとも最低賃金の地域差指数87.9を消費者物価の地域差指数96.3まで引き上げる必要があると考えております。金額としては869円となり、差額の76円引き上げる必要があるというふうに思います。

具体的な引き上げ額についてですが、3要素である地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の状況や地域間格差の是正等を総合的に検討し、40円引き上げて833円とすることを求めます。

最後にですが、やはり最低賃金は憲法、法律に基づいた労働者のセーフティーネットでございます。しかし、文化的で安定した生活を営むには極めて厳しい水準と言わざるを得ません。やはり、労働者の保護、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正競争の確保、そして国民経済の健全な発展、これからの人口減少社会に対応するためには、若者、女性、高齢者を含む全ての県民が意欲を持って働くことの出来る、働き方を選択できる社会を実現していくことが重要であり、魅力ある雇用環境を整えて人材確保をしていくためにも最低賃金の引き上げは不可欠であると思っております。

最後に、労働者代表として、今年度も真摯に審議に努めることを申し上げて、労側の主張とさせていただきます。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございました。

労側の方から様々な指標を挙げられた上で、最終的には40円の引き上げといった具体的な提示があったかと思えます。

使側の方は現時点でいかがでしょうか。

○ 濱上委員

中央会と商工会の資料を持ってきました。鹿児島県中小企業団体中央会の鹿児島県の景況についてと鹿児島県商工会連合会の中小企業景況調査報告書です。

まず、中央会さんの方からいきますと、前月比と前年度比ということで調査していらっしゃるのですが、前月比ということ言えば、売上高が7%悪化しているものの、全体的にほぼ横ばいとなっていると。前年度比ということ言えば、大きく改善はしているようです。ただそれは、昨年水準が低かったためであり、一昨年度と比べれば悪化している。表を見ていただきますと、DIですね、右の方が前年度比ですが、さすがに前年度よりは改善はしているということですけども、全てがマイナスということでもあります。

2ページにあります。経節製造業では6月も消費が伸びず、世の中の生活スタイルが変化

し、飲食店の時短営業が響いているとか、一番下の運輸業タクシーでは一昨年対比5割減の状態が続いているといったようなことでございます。3ページも似たようなことでありまして、非常に厳しいようです。蒲鉾製造業なんかも、他県からの往来が無く、空港・JR等の土産品の売上が非常に悪いというようなことです。それから4ページにある旅館業です。例年に比べ、休館する施設が多かった。休館せざるを得ない状況、要するに事業活動そのものが出来ていないわけです。それから5ページの運輸・倉庫業ですが、燃料価格が高値で推移し収支を圧迫しているということで、コロナに隠れているようですが、材料費や燃料費の高騰もあるという状況であります。

次に、商工会の中小企業景況調査報告書ですが、令和3年4月から6月期の実績と令和3年7月から9月期の見通しとなっていますが、中央会と同じように令和3年4月から6月期においては、2年4月から6月期よりはかなり改善しております。改善してはいますが、全てが不振か極めて不振という状況であります。

2ページ目の製造業の3年4月から6月期を確認しますと、ここも若干改善はしています。改善はしていますが、極めて不振から不振になった程度であります。景気判断コメントの3つ目にありますが、材料価格の高止まりというようなことがございます。

建設業については、今年の4月から6月というのは去年の4月から6月より良くなっているようであります。公共工事が一定程度見込めるとなっているようです。

3ページの小売業ですが、小売業の去年の4月から6月と今年の4月から6月を比べると、かなり改善はしてきているが、極めて不振から不振になった程度であり、7月から9月の見通しが極めて不振に落ち込んできており、先行きが見えないというようなことだと思います。景気判断コメントの3つ目で、コロナが長引いて客数が減っていることや追加給付等も無いことから業況が悪化しているというようなコメントがあります。

最後にサービス業ですが、サービス業も同じような傾向です。どこも不振、極めて不振という状況で、見通しについては極めて不振から不振に若干改善していますが、全てマイナス25以上のマイナスとなっています。景気判断コメントもそれぞれの業種の方が悲壮なコメントを述べておられるということでございます。

前回の審議会の後、いろいろヒアリングをしました。今回やはり特に、びっくりしたということと、怒っているという方が結構多いです。

何円とかというようなことを言えるような状況にはございません。現行水準の維持ということで主張させていただきます。

○ 山本部長

どうもありがとうございました。

使用者側の方からは、中央会の資料と商工会連合会の資料を使って、全体的として鹿児島県の中小業者の皆さんが以前ほどではないが、まだまだといったような指標が明らかになっているといったようなご主張の上で、現時点でいくらというような、積み上げるということと言える段階ではないということで、現状維持すなわち0円という金額になるのかなと思います。

双方からご意見を承りましたけれども、単純に40円の開きがあるということで、しかも使用者側の方は金額が出せないといったようなご主張だったと思いますので、このままここで議論を進めてもらちが明かないと思いますので、いったんここでの平場での議論を終了しま

して、それぞれ個別にお話しをしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

では、公益の方で相談をした後でお呼びいたしますので、控室の方にお願ひできますでしょうか。

(個別協議)

○ 山本部長

それでは再開したいと思います。

今、双方から個別に協議してご意見を伺いました。結果としては、かなり隔たりがあつて、基本的な考え方がかなり違つてゐるというのがはっきりしていますので、今日この場ですり合せて議論するというのはなかなか難しいかと考えております。

労働側としてはやはり、今回資料で出していただいた労働者の基本的な賃金、これを少しでも上げていく、確保したいということでのご主張はよく分かるし、使側も上げられるものは上げたいという気持ちは分かつてゐると思ひますけれども。

使側としては、金額をどうのこうのという段階ではないということなので、次回の時にもう少しまとめて、金額を含めた考え方を提示したいとおつしやつてゐますので、これ以上議論を重ねても進展しないということです。

今回、労働側の方としては40円、使側の方は現状維持0円という提示があつたということで、今日はここで終えておきたいと思ひます。次回、どういう金額になるか分かりませんがご提示いただいて、そして進めたいと思つております。

次回は、第3回専門部会ということになりますけれども、ここで事務局の方から簡単にご説明とかご連絡をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

次回は、8月4日(水)午後2時からの開催となります。

会場は、本日と同じこの会議室になります。よろしくお願ひいたします。

○ 山本部長

それでは、次回は、8月4日水曜日午後2時から開催いたします。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。労働側は白石委員、使側は濱上委員に願ひします。

本日の専門部会は、これで閉会します。どうもありがとうございました。